

# 酒類産業における生産・流通規制

## 二 宮 麻 里

はじめに

1. 戦前期の酒造原料米調達と米穀流通規制
2. 戦前期の酒類産業における生産・流通規制
3. 戦後復興期の酒類生産・流通

はじめに

酒造は、米穀を主原料としている。年年歳歳変化する米の収穫次第で、酒造家の原料米調達は制限を受けた。酒造原料米は、酒質に直接影響を与えるだけでなく、清酒の製造コストの約6割から7割を占めるため、原料米調達は酒造業にとって、常に重要な経営課題であった。明治維新後、米穀取引は自由化されたが、税制の変化により米質が低下する事態となり、灘酒造家は良質な酒米の調達に奔走しなければならなくなった。

良質な酒造原料米（「酒造好適米」）は、心白<sup>しんぱく</sup><sup>1</sup>が適正形状で中心部にあり、低タンパク、低脂質で豊富な大粒米であり、全体として粒が揃っているものを指す。こうした酒造好適米の形質は、品種選抜をすれば獲得できるも

---

1 心白とは、米粒中央にある、デンプンが少なく白色不透明な部分のこと。心白があると、製麴時に麴の菌糸が中心部まで入りやすく、糖化力の強い麴ができる。しかし、心白が大きすぎると精米時に碎けやすくなり、高精白ができなくなる（副島，2011，2-5頁）。

のではなく、たとえ同じ品種であっても栽培地や栽培方法が異なれば、異なる形質となってしまう。つまり、酒造好適米は、土壌、気候、病虫害、肥培管理、刈取、乾燥および調整（夾雑物や屑米を取り除く）等、自然条件と人的管理条件の双方が満たされていなければ、満足に栽培できない性質をもつものなのである。灘酒造家が酒質を向上させるために、1880年代後半から兵庫県播州地方の農家と契約栽培を開始したのは、酒造好適米調達のためであった。日本には江戸期から高度に発達した米市場があり、酒造原料米もスポットの市場取引で調達可能だったが、灘酒造家は、良質で安定的な原料米確保のため、契約栽培に本格的に乗り出していったのである。

1921（大正10）年の米穀法制定以降、米穀流通規制が開始され、戦時体制下においては米穀流通は、完全に政府の統制下におかれ、酒造業に影響を及ぼすこととなった。他方、酒税も酒造業に大きな影響を与えた。明治期以降、酒税は租税収入において極めて高い地位を占め、度重なる戦争の際には戦費調達の主たる財源となり、酒造業に対する増税が繰り返された。酒類は必ずしも生活必需品ではなく、地租に比べて比較的課税が容易であったため、酒税は繰り返し増税された。また、日中戦争勃発以降は、戦時経済体制下で、原料米配分制度、販売免許制、酒類の等級別課税制度等、生産から販売に至るまで多くの規制が発令され、戦後も規制は継続された。こうした税制を含んだ生産・販売規制は、酒造家や酒販業者の経営行動に大きな影響を与えた。

本論文においては、酒造業経営の制度的与件である米穀流通規制と、酒税について述べることとする。明治から昭和期の酒造業の長期的動向を数量的に分析した既存研究には、新保（1962）、緑川・桜井（1965）、桜井（1982）、中村（2002）や谷本（1996）、宮本（1998）がすでにあり、酒価、生産費および酒税が酒造業の経営に及ぼした影響について分析されている。また、明治期の酒税政策としては、池上（1989）がある。ただし、その研究の主眼は、

酒造業についての分析に置かれており、米穀流通政策と酒造経営との関連や、個別灘酒造家の酒造原料米調達については分析の対象の外にあった。

1 では、米穀流通規制の変遷と酒造原料米調達について考察する。2 では、戦時期、3 では、戦後復興期について順にとりあげよう。米穀流通、酒類生産・販売、税制、規制など、戦時経済体制において、その全てが整備され、戦後長らくその枠組はそのまま維持された。

## 1. 戦前期の酒造原料米調達と米穀流通規制

### 1-1 灘酒造業による契約栽培—「<sup>むらまい</sup>村米制度」

精白機がなく、高精白が可能でなかった時代、原料米の品質は、清酒の品質に直接的に影響した。藩政時代は、領主米を用いて酒造がおこなわれており、品質管理は藩が担っていた。例えば、明石藩は、吟味役によって調製や検査を厳密におこない、不合格の場合は、「罰米」を徴収した。しかし、明治維新後の地租改正により、徴税方法は年貢米制度による物納から、地租税による金納に変化した。農民は、毎年、公定地租金額の3%（のちに2.5%）に相当する固定額の地租を納付しなければならなくなり、農家は米質よりも収量を追い求め、米質が低下する事態となった（兵庫県酒米振興会編、1961、91-100頁）。藩政時代のように、品質や内容量の検査をする吟味役がいなくなり、酒造家は必要とする質と量を満たす原料米の確保を自らしなければならなくなった。

灘五郷の先進的な酒造家は、1890年代から良質の酒造米を確保するため、「<sup>むらまい</sup>村米制度」とよばれる、兵庫県播州地方<sup>2</sup>の米生産地区（「村米地」）農家

---

2 兵庫県下の旧美<sup>みのう</sup>囊郡、明石郡、加東郡、加<sup>かさい</sup>西郡、加古郡（現在の神戸市、三木市、三田市、西脇市、明石市、加東市）一帯の丘陵地域。

と契約栽培を実施するようになった。村米地は、特定酒造家に対して共同販売したのだが、播州地方の農家がすべて村米制度に参加できたわけではなかった<sup>3</sup>。優良品種選抜や栽培方法の改良はもとより、刈取時期、乾燥方法、調製、俵装などを含んだ産米の品質改善と、酒造家が必要とするまとまった量と質の原料米を提供できるよう、地区全体で努力した村だけが村米地となり、酒造家との長期的取引関係を維持することができた<sup>4</sup>。

1898（明治41）年、兵庫県の県令により「米穀検査規制」を施行するようになり、村米制度は軌道に乗った<sup>5</sup>。通常、酒米価格は米相場に準じており、買付価格は日々変動した。村米制度をとらない酒造家は、原料米調達を相場取引に委ねていた。村米制度に依拠した酒造家の場合、年に1度、原料米仕入価格を交渉し、その年の平均相場を参考にしながらも、米相場とは別途に決定した。収穫して、全量の出荷が終わった11月下旬から12月上旬に、産地代表者（米委員）、仲次業者、米穀問屋、酒造家が会し、「後値方式」で価格交渉をおこなった。後値方式は、相互に信頼関係がなければできなかった。

---

3 「一族の者が寄り集まって、米の取扱業者（仲次）を通し、或いは酒造家と直接取引していたものもあり、また地主個人が自分の小作米を集めて販売していた」など、さまざまな形態があったという（兵庫県酒米振興会編、1961、98頁）。

4 村米地として指定されなかった地区も共同販売している場合もあるが、販売先が固定しておらず、「バラ米」として、仲次や酒造家に「懇願して」販売せざるをえない時さえあった（兵庫県酒米振興会編、1961、102頁）。

5 兵庫県酒造米の品質の向上は、品種改良事業が推進されたこともその原因であった。1894（明治27）年、兵庫県立農事試験場が設立され、在来種を品種比較し、優良と認めた品種を奨励品種に指定、種子の配布も開始した。1923（大正12）年頃から、人工交配による新品種育成事業がはじめられ、1936（昭和11）年には「山田錦」が栽培奨励品種となった。山田錦は、大粒で、吸水性・消化性に優れ、精米、製麴その他の工程で操作しやすい酒造好適米である。兵庫県では、酒造好適米を「栽培適地で集団栽培」することを推進し、その名声をえた（兵庫県酒米振興会編、1961、183頁）。

図表1を見ても分かるように、村米は、普通米や一般的な酒米よりも高値で取引された。兵庫県加東郡米田村<sup>よねだむらかみくめ</sup>上久米（現、兵庫県加東市）の産米価格を基準とする体系的な格付けが形成された。特に酒造好適米と呼ばれる大粒で丈高の品種は、病害に弱い上、台風などで倒伏しやすく、栽培は手間がかかったが、酒造家は普通米よりも高い価格で買い取ることによってその手間に報い、取引上の関係だけではなく、相互扶助の「親戚関係に等しい」付き合いをした。こうして調達した良質の原料米を、酒造家は、酒質を決定する<sup>こうじ</sup>麴米、<sup>もと</sup>酏米として使用した（以上、兵庫県酒米振興会、1961、101-103頁）。

図表1 原料米買入れ平均価格

生産年度	上久米村 1, 2等価格	西宮酒造の 原料米平均 買入価格	兵庫県酒米 平均価格	米穀統制法 標準最高価格	兵庫県 普通米 価格平均
1926(大正15)年	—	41.33	—	—	—
1927(昭和2)年	—	33.73	—	—	—
1928(昭和3)年	—	34.29	—	—	—
1929(昭和4)年	—	32.13	—	—	—
1930(昭和5)年	—	21.28	19.31	—	18.42
1931(昭和6)年	—	22.51	20.64	—	19.91
1932(昭和7)年	—	26.26	24.42	—	23.54
1933(昭和8)年	27.30	25.22	23.12	30.50	23.12
1934(昭和9)年	33.00	32.33	30.66	31.50	29.71
1935(昭和10)年	35.60	34.35	32.63	33.20	31.45
1936(昭和11)年	34.00	33.34	31.79	33.90	30.97
1937(昭和12)年	40.00	38.61	36.64	35.40	35.07
1938(昭和13)年	43.10	40.37	37.73	35.40	35.60
1939(昭和14)年	—	51.07	48.23	—	45.82
1940(昭和15)年	—	50.86	49.32	—	44.57
1941(昭和16)年	—	51.40	—	—	—
1942(昭和17)年	—	51.84	—	—	—
1943(昭和18)年	—	55.97	—	—	—
1944(昭和19)年	—	52.56	—	—	—

出所：兵庫県酒米振興会編（1961），109頁；西宮酒造編（1999），198頁より作成。

注：上久米産村米は産地農家庭<sup>にわかき</sup>先渡し値。

例えば、1923（大正12）年の月桂冠の場合、全体の酒造米購入量の50%程度を村米により調達した。調達した村米は、「普通米」相場よりも13%ほど高い価格であった（月桂冠編、1999、149頁）。

以上、灘酒造家は、酒米地区と「渾然一体となって」、良質の原料米を安定的に調達する村米制度を構築した。しかし、戦時体制下における米穀流通規制の強化とともに村米制度はいったん途絶することとなった。次節では、日本における米穀流通の変化について、時代を遡って概観することとしよう。

## 1-2 米穀流通規制の変遷と村米制度

幕末開港以来、日本は国内の米穀の需給バランスを、輸出入により調整していた。明治維新以降、米穀は、国家財政から切り離されて自由に取引されるようになった。明治前期の凶作の年においては、米を輸入することにより、飢饉のような深刻な食糧不足は避けられていた。米食が一般化して国内米穀需要が拡大すると、1900年前後から、供給不足から恒常的に米を輸入するようになっていた<sup>6</sup>。しかし、国際情勢が変化して外米輸入が途絶し、国内が米不作になるような事態を迎えると、たちまち需給バランスが崩れる潜在的风险を抱えるようになった。そして、1918（大正7）年7月の富山県にはじまる米騒動により、米の絶対量の不足は、米流通の問題として顕在化した。

政府は、1921（大正10）年4月、「米穀法」（法律第36号）を制定し、米穀に対する直接的な流通規制に着手した。「米穀法」は、米価騰落といった不測の事態を防止することを目的とし、政府の裁量で米の買上・売却、外米輸入税の増減免により、供給量を調整するものであった（大豆生田、1993、

---

6 この時期まで、日本では米穀のみが主食ではなく、雑穀や芋類と米穀を混ぜて主食とする地域が一般的であった。

186-187頁)。ただし、米穀法には政府が買上・売却を発動する基準となる米価水準は設定されておらず、単に時価に依拠して買上、売却を発動するのみであった。

1920年代後半、耕地拡張・改良事業、品種改良事業の進展と米価維持により、国内米作りは量的に発展したが、昭和恐慌により深刻な打撃を受けることとなった。農産物の生産価額は、1929（昭和4）年から1931（昭和6）年の間に43.3%まで低落し、生産コストを回収できないほどとなり、生産量は停滞した。その上、1930（昭和5）年は米の歴史的豊作の年で、米価はとりわけ大きく暴落し、1917（大正6）年以来の安値となった。米価下落の際、米穀法による政府の米の買上げは、取引業者の思惑取引を呼び寄せ、かえって米価の暴落を招くことにつながった。

1932（昭和7）年以降、国の時局<sup>きょうきゆう</sup>匡給費8億6,000万円を中心とした巨額の財政支出費の投入により、農村経済はようやく回復の兆しを見せた。昭和恐慌時の米価暴落の反省を踏まえ、1933（昭和8）年3月29日、「米穀法」を廃止して「米穀統制法」（11月1日施行、法律第24号）を、1936（昭和11年）には「米穀自治管理法」（5月28日施行、法律第22号）を公布し、政府は公定価格による無制限買入・売渡をおこなうことにより米価を調整し、価格変動を制限するために、米穀流通制度を整備した。

以上のように、米穀流通は国家統制を次第に強めた。しかし、米穀流通規制が灘酒造家に対して与える影響は、この時点では限定的なものにとどまった。なぜなら、すでに灘酒造家は、村米地区との長期的な原料米取引関係を構築していたからであった。灘酒造家による村米制度は、米穀規制の強化にもかかわらず、全量が国家管理になる1943（昭和18）年までは特例的にかろうじて維持された。

1940（昭和15）年8月20日、「臨時米穀配給統制規則」が公布され（9月10日施行）、米穀生産者の自家用飯米を除き、すべて政府の管理米となり、

米穀商統制団体による配給という形態で米穀流通の一元化が図られた。同年10月24日の「米穀管理規則」により、生産者・地主に供出数量を割当て、国家による全量買入れが制度化された。これにより、酒造原料米は、基本石数にかかわらず原料米配分により統制されることとなり、原料米の精白度も制限されるようになった。生産県より他の消費県への移出は原則禁止され、従来のような自由な割当酒米の購入ができなくなった。そこで、村米制度を実施していた特殊米産地と中央会は、従来通りの酒造好適米の耕作を農林水産省に対して陳情し、1941（昭和16）年度は、府県酒造組合連合会と生産府県の生産者団体との間で契約栽培ができるようにした（西宮酒造編，1989，231-232頁）。この時期まで、灘酒造家は麴米に中上米（ちゅうかみまい 撰津米：中心産地は現在の大阪府茨木市、品種は野条穂、弁慶など）を用いていた<sup>7</sup>。しかし、この規制により、灘の酒造家は、兵庫県産の播州米で麴米を造るようになった。

1941（昭和16）年12月、太平洋戦争が始まると、より非常色の強い戦時経済体制へと移行した。従来のも米穀統制法、米穀自治管理法、米穀配給法を統合し、1942（昭和17）年2月21日、「食糧管理法」が公布され（法律第40号、7月1日より逐次施行）、生産者の自家保有米を除いて、米の自由売買は一切禁止された。強権発動をともなう供出制度により、農家の自家保有米を除き、米を完全な国家管理下においたのだが、いまだ酒米には例外措置が適用された。

同法の第3条により政府に売り渡す米麦と、同法第7条の規定に基づく命令によって定められた者に売り渡す米麦との2つの管理制度がとられた。後者は乙管理米麦と称され、酒米、麦酒用大麦、および種子用がこの適用を受けた。同年4月、農林省から各県知事への指令として「契約栽培は原則とし

---

7 撰津米は播州米に比べて軟質で、製麴がしやすく、香りが高く、力強い酒質となったという（兵庫県酒米振興会編，1961，173頁）。



て真に必要なやむを得ない最小限度に止めることとし、一品種当たり県管内栽培面積 30 町歩に充たないもの及び酒造米価格差 1 円以内の品種、あるいは一市町村当たり栽培面積 3 町歩に充たないものは、それぞれ整理する」という方針を示した（酒造組合中央会編，1974，304 頁）。この決定により、主食用米も酒造用など加工用米も、すべて政府が、農家の保有米を差し引いた全量を買上管理し、それを需要者に払い下げることとなった。そのため、ついに酒造家と村米地区との特定関係的な取引は認められなくなり、村米制度は一度途絶した。酒造家が米の産地、銘柄、品質等について選択をする余地はなくなったのであった。

## 2. 戦前期の酒類産業における生産・流通規制

### 2-1 酒税の変遷と酒造組合中央会の結成

本章では、米穀流通制度とともに、酒造業に直接影響を与えた制度である酒税について概観する。酒税は、地租に比較して課税も徴税も容易で、財政不均衡が発生する度に繰り返し引き上げられた。酒税の税率の高さは、酒造家の経営を苦しめた。「過去における酒造組合の歴史をひもとけば、その多くが酒造税増徴に対する抵抗運動によって占められているといっても過言ではない」と、酒造組合中央会編『酒造組合中央会沿革史第 2 編』には記されている（87 頁）。以下、歴史を遡り、酒税の変遷と酒造組合活動、および酒類産業に対する規制との関連を見ていくこととしよう。

1884（明治 17）年、同業組合準則が布達されたことを機に、全国各地に酒造組合が結成された。灘には、1874（明治 7）年に摂泉十二郷の仲間組合が消滅した後、酒造組合組織がないままであった。灘酒造家の取引相手である東京酒問屋が早々に組合組織を結成し、江戸期からの東京市場における灘酒の独占的販売をめぐる既得権益を守ろうとした動きとは対照的で

あった。1886（明治19）年、摂津灘酒造組合を発足させたのだが、成長著しかった西宮郷は他の郷と組合規約をめぐって利害が対立し、分離独立を主張、翌1887（明治20）年には摂津灘酒造組合は解散するにいたった（二宮、2012）。その後、灘五郷はそれぞれ独立した形で酒造組合を結成し、灘五郷の連合会組織は結成されなかった。

明治政府は、清酒需要の増大と、財政難を背景に、再三にわたり、酒税制度を改正し、増徴した。1871（明治4）年、売上金の5%を醸造税（従価税方式）として徴収していたが、1878年（明治11）年には、1石につき1円を徴収することになり（従量税方式）、1880（明治13）年には2円に引きあげられた<sup>8</sup>。増税に耐えかねた地方の酒造家は、大同団結し、1882（明治15）年から増税反対運動を展開した（「酒屋会議」と呼ばれた）。1877年（明治10）年の西南戦争後に清酒需要の拡大と農村の好況を背景に、それまで酒造場がなかった山陰・四国・九州・東北・山陽・北陸といった地域にも、年間生産石高が100石から200石程度の零細酒造家、推定約3万軒が叢生した。1880年代前半、農村経済を疲弊させた「松方デフレ」により、半分は淘汰されながらも、酒造場は「100石の酒造場は人口1000人余の、また1000石の生産者は人口一万人余の需要に対応し」、日本全国の「一つの大字ないし一町村に1戸の割合で分布」するようになっていた（中村、2002）。

こうした地方の中小零細酒造家を中心となって、東日本と西日本では酒造組合連合会が結成され、やがて、1891（明治24）年には東西を統一、全国酒造組合連合会を結成し、増税反対運動を継続させたが、ただし、組合員の活動を統制する法的根拠は有していないため、求心力は乏しく、実質的な組合活動はできなかった。有力者が指導的地位からいなくなると、1902（明治

---

8 従価税方式から、従量税方式への変化は、相対的に高価格帯の清酒をつくっていた灘酒造業には有利に働いた。

35) 年以降、全国酒造組合連合会の機能は停止した。

1895（明治28）年の日清戦争後の財政上の均衡を達成するために、酒税が増税されることになった。1896（明治29）年3月、「酒造税制」にかえ、あらたに「酒造税法」が施行された（法律第28号）。酒造税法により酒類に対する課税は、造石税に一本化され、増税が繰り返された。酒造税法施行当初は、1石につき7円の課税だったが、1898（明治31）年に12円、1901（明治34）年に15円に引きあげられた。1899（明治32）年には、自家用酒の製造が全面的に禁止され、同年、国税総額1億4,513万5,000円に対し、酒造税は4,900万9,000円と、国税総額の33.8%に達し、地租を上回って国税収入の首位を占めた（大蔵省編，1969，349頁）。酒造税法は、1940（昭和15）年に廃止されるまで、修正を加えながら、以降の酒税の基本法となった。1904（明治37）年5月、大蔵省は酒税確保を確実にこなうための一環として、清酒の醸造技術の研究及び指導をおこなう醸造試験所（現、独立行政法人酒類総合研究所）を設立し、酒母の育成方法を開発するなど、酒造技術の近代化を推進した。

同年12月、「酒造組合法」（法律第8号）が公布・制定され、この組合法に基づき、各地に設立されていた酒造組合は、翌年より県単位に再編された。新たに設立された酒造組合は、政府の酒税増税反対運動をおこない、1908（明治41）年には、全国酒造家大会を実施し、全国的な組合連合会活動を復活させた。ただし、この酒造組合法には、全国的な連合会設置の規定がなく、1912（大正元）年には、灘五郷の組合は退会した。

1919（大正8）酒造年度には、第一次世界大戦後の好況で、全国酒造石高は587万石8,000石と、酒造業界過去最高を記録した。しかし、1923（大正12）年から低下の一途を辿り、1927（昭和2）年には酒造場数は、9,364場、生産石高は452万1,000石に落ち込んだ。その時期以降も農村は昭和恐慌に苦しみ、「一升の酒を求めるのに5升の米、一斗の大豆を売らねばならぬ」

図表 2 明治期における酒類産業規制

1868 (明治元年) 5.27	酒造株鑑札の書換一時冥加金 100 石につき 20 両
1869 (明治 2 年) 12	「酒造株鑑札渡方並冥加金上納」に関する法令公布 ：冥加金 100 石につき 10 両
1871 (明治 4 年) 7	「清酒、濁酒、醤油鑑札収与並に収税方法規則」公布 により旧鑑札没収 ：新免許料、酒類 10 両
同年 11	冥加金廃止
1874 (明治 7 年) 7	摂泉十二郷酒造仲間解散
1875 (明治 8 年) 2.20	「酒類税制」制定 ：酒類営業税金 1 期 10 円、従価税 10%
1877 (明治 10 年) 2.15	<b>【西南戦争】</b> (～ 1878.9)
同年 12	酒税、売価の 20% に改正
1878 (明治 11 年) 10.1	太政官布告 ：清酒造石税 1 石につき 1 円に改正
1880 (明治 13 年) 10.1	「酒造税則」実施 ：免許税は酒造場 1 カ所につき 30 円、酒造税 1 石につき 2 円に改正
1882 (明治 15 年) 12.1	酒造税 1 石につき 4 円 (100 石未満の新規営業は不許可)
1886 (明治 19 年) 2	「摂津灘五郷酒造組合連合会」設立 (8 月 4 日西宮、今津脱退により解体)
1894 (明治 27 年) 8.1	<b>【日清戦争】</b> (～ 1895.3)
1896 (明治 29 年) 10.1	「酒造税法」実施、 ：免許税を廃止し営業税とする。造石税 1 石につき 7 円に改正
1898 (明治 30 年) 12.28	造石税 1 石につき 12 円に改正
1901 (明治 34 年) 3.1	造石税 1 石につき 15 円に改正
1904 (明治 37 年) 1.1	「酒造組合法」公布
同年 2	<b>【日露戦争】</b> (～ 1905.9)
1905 (明治 38 年) 8	造石税 1 石につき 17 円に改正
1908 (明治 41 年) 3.18	「増税法」公布
同年 4.24	第 1 回全国酒造家大会を開催

状況であった（日本食糧新聞社編，1967，205頁）。清酒需要は減退し，酒価は下落し，連合会は減産警告を出したが効果はなく，酒は乱売された。こうした事態を打開するために，より強い法的拘束力をもった全国酒造組合中央会の設立を求める声があがっていた（酒造組合中央会編，1972，352頁）。

1929（昭和4）年4月，「酒造組合法」を改正し（法律第54号），全国酒造組合連合会は解散，日本酒造組合中央会（以下，酒造組合中央会）があらためて設置された。これにより，1912（大正元）年以来退会していた灘五郷の組合が再加入し，白鶴の嘉納治兵衛が会長に就任した。中央会は，各業者の造石高を過去3年間の平均生産石高の1割減に規制した。

1931（昭和6）年，政府は「重要産業の統制に関する法律」及び「工業組合法」を制定し，組合の協定により生産カルテルをおこなうことを認めたのだが，酒造組合法など特別な法律を有する組合は除外していた。酒造組合は，工業組合法の重要工産品に酒類が指定されるように陳情したのだが，認められなかった。

## 2-2 酒販免許制度の実現：1937（昭和12）年4月～1939（昭和14）年8月

1937（昭和12）年7月，日中戦争が勃発すると，政府は，食糧をはじめとする日用品の生産・流通統制を本格的に開始した。戦争が開始すると物価が騰貴したため，価格統制に最初に着手した。同年8月3日，1917（大正6）年に発令されていた「暴利取締令」（商工省令第10号）を全面改正したが，物資の「売り惜しみ」や「買い占め」による取り締まりが主体で，それだけでは物価騰貴を抑制することはできなかった。

同年8月10日，酒造組合中央会は，酒造組合法第3条3に「組合員の営業に関する統制」を追加することを実現した（法律第54号，10月1日施行）。この改正により，酒造組合中央会による生産統制がはじめて可能と

なった<sup>9</sup>。毎酒造年度初めに全国の需給状況から判断し、当該年度の生産石数を決定し、各酒造家に対して配分基準に則って生産規制をすることとなった。1936（昭和11）年度の製成実績石高436万3,154石を基本石高として、1938（昭和13）酒造年度から開始した（酒造組合中央会沿革史編、1974、46頁）。生産統制による配分石数は、組合の承認によって他の組合員に譲渡が認められた。1936（昭和12）年3月31日、「支那事変特別税法」を公布（法律第51号）、これにより、酒類に対しても物品税が庫出税形式により課せられることとなった。すでに述べたように、従来、酒税は「造石税」として、造石高に対して課され、販売（「庫出」）していない酒の酒税を、酒造家が立て替え払いする仕組みであった。酒造家は酒税を支払うため、在庫商品を「原価以下で仲買人に投げ売りして処分」することがあり、結果、酒価が低落する弊害があった<sup>10</sup>。また、貯蔵や移動時に亡失した酒があっても控除されない問題もあったため、庫出税形式へと順次移行することとなった。1926（大正15）年以來1石あたり40円だった酒税が、1936（昭和12）年4月には、45円に引き上げられ、以降、毎年のように増徴された。

1938（昭和13）年3月31日、酒造税法を改正（法律第48号）、同年4月1日、酒類販売業の免許制度がついに実現した。さらに確実に酒税を徴収

---

9 昭和恐慌を乗り切るために、各産業においてカルテルが次々に結成された。1929（昭和4）年にはすでに、全国新式焼酎、みりん連盟が生産割当協定をおこなっていた。

10 造石税は、年に4回、7月、10月、および翌年の2月、3月に査定税額の4分の一ずつ納付する仕組みであった。特に3月の納付が問題であった。その時期に酒造家は、原料米代金と蔵人への賃金も支払わなければならなかった。また、当時、灘・伏見の「銘柄もの」が地方市場に進出し、良質な古酒を6月まで提供するようになり、地方の酒造家は古酒を在庫しておかなくてはならず、苦しい資金繰りを余儀なくされていた。貯蔵や移動時に亡失した酒があっても酒税は支払わなければならず、こうした造石税の仕組みが「転業、破産の悲運に泣く」地方の酒造家を生み出す元凶であるとされた（日本食糧新聞社編、1990、713頁）。

するための措置であった。「資産信用がないために不正品を販売するような『悪性』の販売業者を駆逐し」、小売業者の乱立を防止し、「酒類販売制度の改善をはかる」ため、酒類販売免許制が実施されたのであった（増田耕四郎編，1981，75頁）。

上記の目的に照らし、小売免許は、①申請者の人的要件、②販売上の場所的要件、③酒類の需給調整上の要件の3つを総合的に勘案して税務署によって付与されることとなった<sup>11</sup>。酒造家及び酒問屋に対する規制は長くおこなわれてきたが、小売業者に対する酒類販売規制は、歴史上はじめてのことであった。以降、酒類販売業者は、「酒税の保全」を目的として、規制されることとなった。卸売業1万4,548場、小売業33万7,109場、媒介業1,119場に酒販免許が交付された（同年9月30日）。

酒類販売免許制は、乱売に苦しむ酒類業界の長年の念願であり、酒税制度の改革を機に、税源確保という名目をえて、ようやく実現したものであった<sup>12</sup>。酒造業に課した税収は、1936（昭和12）年度の15億円から、1940（昭和16）年度の44億円へと、ほぼ3倍増加した。これらの税収の増加により、毎年増加した財政支出の3割程度をカバーした。

1938（昭和13）年4月1日、「国家総動員法」が公布（法律第55号，5月

---

11 申請者の人的要件とは、1) 経歴及び経営能力、経験その他から、税務署長が酒類の小売業を経営するのに十分な知識及び能力を有すると認めた者であり、具体的には酒類の製造業もしくは販売業の業務に直接従事した期間が5年以上の者など、とされた。これは当時の組合の強い要望によって実現したもので、酒類販売に長期間従事した従業員に対して優先的に免許を与えようとした。さらに2) 十分な販売能力、3) 所要資金、4) 貯蔵及び販売設備を有する者が要件となり、具体的には年平均の販売見込み数量相当の資本と当座資金を有する者がその資格者とみなされた（東京小売酒販組合編，1981，76頁）。

12 酒販業者は、商工省所管であり、商工省は免許制に対しては否定的であった。大蔵省は酒税法の規定に酒販免許制を入れ、その交付を税務署の権限に委ねることによって、成案に漕ぎつけた（鎌田，1985，103頁）。

5日施行)、この法律に基づいて、あらゆる分野にわたる戦時統制令が相次いで施行された。1939(昭和14)年3月7日、「物品販売価格取締規則」が制定、販売価格の最高限度を指定する、公定価格制度が採用されることとなった。清酒その他、12品目がその指定物品となり、3月4日の販売価格に固定(いわゆる「3・4価格停止」)された。

1939(昭和14)年4月12日、「米穀配給統制法」(法律第81号、4月20日より逐次施行)を公布して、米穀取引所を廃止し、米穀商に許可制を導入するとともに、米の強制買入れによって米穀市場の国家管理を強化した。以降の米穀に対する流通規制の強化については、1ですでに述べた通りである。他方、召集、徴用による農村からの労働力の流出と、肥料、農機具といった生産手段の不足により米穀生産の停滞がはじまっていた。作付面積も、1反当たりの収量も減少した上、朝鮮・台湾でのコメ消費増加によって外米移入量も減少し、食糧が不足する事態となった。同年6月、朝鮮半島や西日本の干ばつにより、米穀の国内需給は一挙に逼迫した。

1939(昭和14)年9月、第二次世界大戦が勃発し、戦時経済体制は新たな段階へ入った。同年11月17日、新酒の醸造が本格的に開始されようとした矢先、政府は酒造組合中央会に対し、1939(昭和14)年度の清酒生産数量を1937(昭和12)年度より48%削減するよう布告した。この半醸命令は、そもそも不足していた清酒の需給バランスを急激に崩した。そもそも1938(昭和13)年9月以降、軍需産業の興隆により酒需要は旺盛であった。闇価格は急騰し、酒不足は大きな社会問題となった。

同年10月16日、品目別に価格を統制しようとした「物品販売価格取締規則」が廃止され、「価格等統制令」が公布(勅令第703号、10月20日施行)、あらゆる商品の物価、運賃、賃金等が、9月18日水準に釘付されたが(いわゆる「9・18価格停止」)、清酒価格のみが3月のままに据え置かれていた。しかし、結局、11月、東京市場と大阪市場における商標別価格が適



用され、地方にも漸次告示、適用された。清酒価格は公定価格で抑えられていたにも関わらず、突如半醸命令が出されたため、一部販売業者が酒に大量の水を割り水する事態となり、「酒屋は酒を水で割って暴利をむさぼる非国民だ」とする悪評が広まり、水で薄められた酒は、東京では、「水酒」と呼ばれ、大阪では、金魚が泳げる「金魚酒」と称された。

### 2-3 「清酒」の変化：1939（昭和14）年9月～1941（昭和16）年11月

政府は酒不足緩和策の一環として、1940（昭和15）年1月、米糠を原料として焼酎を生産することを容認し、同年4月1日に公布された酒税法（法律第35号）並びに同施行規則（勅令第145号）において、独立した種類の酒類として合成清酒を認めた<sup>13</sup>。合成清酒は、米を使わずに、ブドウ糖にアミノ酸を加え、酵母で発酵させてからアルコール、調味料などを加えた、清酒に似た風味の酒類で、1923（大正12）年には大量生産されるようになった。

戦時下において酒造が半分に減醸することを余儀なくされた清酒生産者に対して、政府は合成清酒の製造免許を与え、アルコール払下げの措置を講じた。毎酒造年度に清酒及び合成清酒を合計して300石以上製造する者には、制限石数の規定を適用せず合成清酒の製造免許を与えた（酒造組合中央会編、1974、55頁）。合成清酒の製成石数は漸増し、1941（昭和16）年度には422,000石に達した。

1940（昭和15）年4月、新公定価格に移行するとともに銘柄別等級を廃止し、アルコール度数とエキス分に応じた規格制を導入、上等酒、中等酒、並等酒の3段階制を実施することとなった。すでに述べたように、当時問題とされた、過度の割水を抑止するためであった。ただし、告示に定められた

---

13 これまで酒造税法、酒精及び酒精含有飲料税法、麦酒税法などに細分化されていた酒類に対する課税が、一本化されることになった。

規格であれば、どの等級の価格によるかは自由であったため、地方の業者には上等酒だけを販売する者が増え、結果として酒価は2倍近い値上がりとなった。同年5月、主務大臣の指定する銘柄に特別価格が認められ、以下の15銘柄が指定された。各社の最上級の品質を示す商標であった。

青松白鷹，黒松白鷹，金冠白鶴，黒松白鹿，特撰日本盛  
襖紋正宗，葵紋大関，金鱗月桂冠，大飛切東自慢，焼稀桜正宗  
特撰菊正宗，大吟醸キンシ正宗，萬歳紋白雪，松竹梅，名誉酔心

1942（昭和17）年には、特別価格が認められる特等酒に以下の12銘柄が追加された。

特撰千代盛，黒松神鷹，特撰多聞，大吟造国冠，鳳凰世界長  
黒松福美人，襖紋ミヨシ正宗，黒松千福，金紋英勲，鳳凰神聖  
大吟醸大平山，特撰金露，朝日山正宗

米穀と酒類の価格統制，生産統制が進展する中，酒類の偏在に対処するため，流通統制を実行する配給組織設立が検討された。「酒類卸の存立を認めず統制会社に統合する案」と「酒類卸を存続させ，卸業者の協同組合を設立する案」のいずれを支持するかを巡り，業界を二分する議論がおこなわれた（鎌田，1985，111-119頁）。結局，前者案に決定し，1941（昭和16）年11月，酒類配給機構整備の中核組織として「大日本酒類販売株式会社」が設立された。既存の各組合を統合し，全国的な規模で一手買取・販売をおこなう酒類配給機構が設立された。大日本酒類販売株式会社は，各県ごとに酒類の販売割当量を決定し，各都道府県に設立された46社の酒類販売株式会社が，傘下の配給機構として位置づけられた。こうして卸売の一元化が実現化し，酒類販売会社は配給計画を立案し，販売統制を実行した。

1942（昭和17）酒造年度、酒造組合中央会は酒類の製造方法の統制についての重要な決定を下した。酒類の需給調整上必要ありと認めた場合、「酒造組合連合会、酒造組合又は酒造組合の組合員に対し製造方法の変更を命じ又は製造方法及び製造数量等を指定して酒類の生産を為すべきことを明ずる」ことができる議案を通した。米不足に対し、清酒の製造方法を変更して対応することを決議したのである。1943（昭和18）年1月には酒税法を改正し、清酒醪もろみにアルコール添加をすることとし（勅令第41号）、翌1944（昭和19）年3月には完成品である清酒自体にアルコール添加が認められることとなった。

毎年公定価格は改訂され、1943（昭和18）年には、区分名称が1級、2級、3級、4級となり、級別に生産者価格、卸売価格、小売価格が定められ、1944（昭和19）年には1級から3級、1945（昭和20）年には1級、2級と2区分になった。これは、戦後、級別税制として形をかえて受け継がれた。

1944（昭和19）年、造石税が廃止、酒税は庫出税に一本化された。庫出税は毎年のように引き上げられ、1石当たりの基本酒税は、1937（昭和12）年4月から比較すると、終戦直前の1945（昭和20）年4月には、1級酒が1,245円、2級酒が484円と増大した。

1943（昭和18）年6月16日、戦力増強企業整備要綱が発表され、酒造業は、設備を転換しても戦力増強には貢献度が小さい部門（第三種）に属すると位置付けられた。同年10月、この方針に基づいて、全国酒造場数を半減させることになった。酒造場数は、6,919場から、操業3,033場、保有546場、転廃3,340場へと減少し、終戦を迎えたのであった。

図表3 大正・昭和戦前期における酒類産業の規制

1914 (大正 3) 年 7.28	【第一次世界大戦】(～1918.11.11)
1918 (大正 7) 年 9.23	「酒造税法」改正：1石につき23円
1920 (大正 9) 年 7.31	「酒税税法」改正：1石につき33円
1921 (大正 10) 年 4.4	「米穀法」公布
1926 (大正 15) 年 3.27	「酒税税法」改正：1石につき40円
1926 (昭和 4) 年 4.30	酒造組合中央会設立
1935 (昭和 10) 年 1.1	「酒造組合法」改正：低利融資制度
1937 (昭和 12) 年 3.30	「臨時租税増徴法」公布：1石につき5円増税
同年 7.7	【日中戦争】
1938 (昭和 13) 年 4.1	「国家総動員法」公布 酒類販売免許制実施
1939 (昭和 14) 年 3.7	商工省告示で清酒販売価格を指定
同年 4.12	「米穀配給統制法」公布
同年 10.16	「価格等統制令」公布により酒価公定価格決定
同年 11.17	清酒減産命令(48%減石)
1940 (昭和 15) 年 4.1	公定価格改定：上、中、並の3等級設定
同年 4.1	「酒造税法」改定により造石税と庫出税の二本立て
同年 11	公定価格再改定：上、並の規格等級、生産、卸売、小売に販売価格を設定
1941 (昭和 16) 年 4.1	「生活必需物資統制令」公布
同年 9.24	大日本酒類販売株式会社設立
1942 (昭和 17) 年 2.21	「食糧管理法」公布
1943 (昭和 18) 年 1.18	清酒減産命令(33%減石)
同年 1.23	「酒税法」施行規則改正 ：原材料にアルコール添加認める

### 3. 戦後復興期の酒類生産・流通規制：1945（昭和20）年～1956（昭和31）年

#### 3-1 原料米割当制度による清酒生産規制

第二次世界大戦によって、清酒業界は甚大な被害を受けた。全国で223の酒造場が被災し、清酒138,000石（約2万4,899kℓ）が失われた（酒造組合中央会編，1974，321頁）。終戦後、主食としての米を確保することが国家の緊急課題で、酒造業への原料米の割当は後回しにされた。

日本よりも先に終戦を迎えていたドイツでは、酒類の製造・販売・飲酒を禁じた「酒類禁止令」が出されており、アメリカ議会は日本に対しても同様の政策を出すようにGHQに対し指示を出していた。しかし、日本は財政上、酒税収入に大きく依存していたため、日本政府は酒類禁止令の適用を中止するよう要請し、結局、同令の実施は回避された。その一方で、GHQは製造を許可する以上、その配給には万全を期すよう、日本政府に命じた。

戦後の清酒製成石高は、戦前に引き続き、酒造組合の原料米の割当によって規制されていたが、GHQの指示を受け、1947（昭和22）年になり、酒類生産については酒造組合中央会ではなく、政府が直接統制する方式に改められた。これを受けて1947（昭和22）年3月31日、政府は「酒類業団体法」を「酒類業組合法」に改正、組合員の強制加入の規定を改めるとともに生産・流通統制に関する諸規定を削除した。同時に「酒税法」を改正・公布し（法律第29号）、原料資材の割当、製品の配給も、すべて政府の責任でおこなうことにした。

ところが、こうした配給統制は「経済民主化」、「公正な自由競争原理」という占領政策の基本理念に反するという理由からGHQの反対を受け、翌1948（昭和23）年、酒類業の各統制団体全てを閉鎖機関に指定して「酒類配給公団」を誕生させることとなった。しかし、これはあくまで経過措置とし

て実施されたに過ぎず、発足後わずか1年半の1949（昭和24）年7月には酒類配給公団は廃止され、戦中・戦後と続いた酒類の販売統制は解除され、酒類の販売は原則として自由化した。酒類配給公団の廃止にともない、「日本酒類販売株式会社」が設立され、公団組織をそのまま引き継ぐこととなった。

この措置により、それまで統制会社や酒類配給公団に統合されていた各地の卸売業者が、復活することとなった。東京、大阪など大都市では、会社形態の卸売業の復活が認められたが、他の地域では、旧来の配給組織を再編成した共同組織による卸売業が設立された。清酒の生産量は需要量に比べて極めて少なく、販売が混乱する恐れがあるとみなされ、これを防止することが目的であった。酒税は基本税と加算税の二本立ての形態で、加算税の納税義務を完遂できると認められたものを指定販売業者として大蔵省が指定して「甲卸」と称し、指定販売業者以外で販売免許を受けた者を「乙卸」と称することとなった。甲卸指定の販売業者は東京で7社、全国で64社であった。

さらに、価格競争を抑制するため、卸売免許のみを保有する業者は卸売業務のみ、小売免許業者は、小売業務のみに業務が限定され、兼業ができないという付款が条件としてつけられることになった。戦前、料飲店に対する業務用販売は主に卸がおこない、小売業者は一般家庭向けに販売をおこなっていたが、この付款により卸売業者は卸売業務に限定されることになり、小売業者が業務用販売をおこなうことができるようになった。1971（昭和46）年までこの規制は継続した。

灘の大手酒造家の多くは空襲によって被災していた上に、天候不順が重なり、終戦から数年間、酒造製造は不安定な状態が続いた<sup>14</sup>。密造酒が製造され、工業用メチルアルコール中毒による失明や死亡が相次ぎ、社会問題となった（鎌田、1985、168頁）。1949（昭和24）年度からようやく酒造生産は回復期に入ったが、生産者にとって原料米の確保は予断を許さない状況であり、日本全体における酒不足はなかなか解消されなかった。

### 3-2 「三増酒」による清酒の定義の変化

原料米不足によって清酒生産が制約されるという事態に対処するため、大蔵省は、1949（昭和24）年、「清酒三倍醸造法」（増醸法）の導入を決定した。「清酒三倍醸造法」とは、白米1トンにつき調味アルコール2,400リットル（アルコール分30%に換算した数量）を添加する製造方法である。調味アルコールとは、醸造アルコールおよび連続式蒸留機により製造した焼酎に、ブドウ糖、水あめ、有機酸またはアミノ酸を添加したものである。米だけから清酒を製成した場合に見込まれるアルコール量の約2倍に相当する調味アルコールを添加することにより、生産量が約3倍になるためにこのように呼ばれた。このいわゆる「三増酒」の生産には、追加的な設備投資は必要なく、一挙に3倍の増産が可能となるため、1952（昭和27）酒造年度より、急速に生産が拡大した。

他方、合成清酒業界からは、「増醸法によって、発酵途中の清酒醪に調味アルコールを添加するのも、調味アルコールで製造された合成清酒に日本酒を混和するのも、違いがないのではないか」、「清酒、合成清酒の区別を撤廃し、日本酒とすればよいのではないか」という主張がおこった。三増酒の生産は、そもそも合成清酒の技術が応用され、実現したものであった。

社団法人酒造協会の「混和酒問題経過並びに調査報告書」で強調されたのは、清酒と合成清酒の製法の違いであった。つまり、「増醸清酒は、発酵過程にある多量の醪中に、少量の副原料を投入して、発酵、調熟の両作用を営

---

14 1945（昭和20）年度には25,000石を関東地方へ委託醸造したが、当初の生産予定を大幅に減らし、製造できたのは灘全体で51,819石にすぎなかった。1946（昭和21）年、米は豊作であったが、1947（昭和22）年は一転して不作となった。復員、引揚者などで人口は増加し、食糧事情最悪の年となり、酒造に回せる原料米は少なかった。1948（昭和23）年は暖冬で異常酒ができるなど、酒造業界にとっては苦難の年が続いた。

ましめた完全な醸造酒であり、混和合成酒は、製品と製品との単なる混合酒に過ぎない。この一線は酒類行政上厳守しなくてはならない」ということであった（酒造組合中央会編，1974，108頁）。「日本酒」への名称統一や、清酒と合成酒との混和について、問題は先送りされたが、合成清酒の原料に少量の米を使用することが認められた。その結果、両者の違いは製造工程の違いによって区別されるのみで、もはや原料（米の使用量）だけでは、商品特性を区分することができなくなったことを意味した。

1953（昭和28）年2月、酒税法は全文改正され、現行法となった（法律第6号）。この際、合成清酒は米の使用を重量の5%まで認められることとなった。同年、米の大不作の年であったが、翌1954（昭和29）年には一転して豊作、清酒生産石高は100万石に達した。原料米生産が軌道に乗り、三増酒が導入され、清酒の生産石高が増加するにつれ、酒造業者の販売能力には大きな格差が生じた。販売が大きく伸びても基準指数をもたない者は原料米の割当を受けることができない。製造石数を増やすには、新たに原料米割当を受けなければならない。そのためには、他の製造業者からこの基準指数を譲り受けなくてはならなかった。

1956（昭和31）年には、早くも清酒生産過剰の傾向が見られ、一部には価格競争もはじまった。この「過剰生産」の原因は、銘柄間格差によるものであった。つまり、清酒市場は全体として需要は伸びているにもかかわらず、その需要は戦前にすでに一定の名声をえてブランドを確立した「有標」の一部銘柄に限られていた。その他の無名の中小銘柄は、生産を增强しても、すぐには市場を開拓することはできず、価格を引き下げて販売せざるをえなかった。1956（昭和31）年9月から酒造組合中央会は、過度な値引きや景品付き販売などの「過当競争」を避けるため、「取引条件の規制に関する協定」を実施したが、期待した効果はえられなかった。



## おわりに

以上、見てきたように、酒造業は、米穀流通の政府管理の強化とともに、酒造原料米割当によって統制を強化された。酒類は、国家財政上、重要な担税物資であったが、戦時体制下においては、他の民生物資等同様、厳しい生産縮減がおこなわれたことに変わりはなかった。ただし、灘酒造家においては、明治期以降に構築した「村米制度」によって、良質で確実な原料米調達をおこなっていたが、1943（昭和18）年、食糧不足による国家統制のため、ついに途絶せざるをえなくなった。

第二次世界大戦後、他の消費財産業は経済復興と共に規制が解除され、自由化される中、酒造業だけは形を変えずに生産・販売規制が長期間維持され、日本の酒類産業の特質を形成する要因となった。清酒の生産統制の基準が、前年度の単年度の生産実績によって決定されたことは、その後の酒造家の行動に影響を及ぼした。自家酒の需要動向を予測しながら生産計画を立てるといっても、なるべく多くの割当配分石数を獲得しておいて、事後的に配分石数の譲渡や譲り受けによって調整しようとした。こうした生産石高統制の枠組は、1973（昭和48）年まで長らく維持され、酒造家の行動に影響を及ぼし続けた。その後の経過については、稿をあらためて論じることとする。

## 参考文献

- 石井寛治（2003）『日本流通史』有斐閣。
- 大蔵省百年史編集室編（1969）『大蔵省百年史』（上，下，別冊）大蔵財務協会。
- 大関株式会社編（1996）『大関二百八十年史』大関株式会社。
- 大豆生田稔（1993）『近代日本の食糧政策—対外依存米穀供給構造の変容』ミネルヴァ書房。
- 鎌田毅（1985）『酒販昭和史』酒販昭和史刊行委員会。
- 月桂冠株式会社・社史編纂委員会編（1999）『月桂冠三百六十年史』月桂冠株式会社。
- 国税庁税務大学校税務情報センター租税資料室編（2010）『酒税関係史料集Ⅱ—大正時代から昭和終戦直後』（租税史料叢書第5巻）。
- 西東秋男編（2011）『年表で読む日本食品産業の歩み—明治・大正・昭和前期編』山川出版社。
- 桜井宏年（1982）『酒造業の歴史と産業組織の研究』中央公論事業出版。
- 商工省商務局（1931）「商取引組織及系統ニ関スル調査（清酒）」商品流通史研究会編『近代日本商品流通史資料 第13巻』日本経済評論社，1979年，所収。
- 酒造組合中央会沿革史編集室（1972）『酒造組合沿革史 第2編』日本酒造組合中央会。
- 酒造組合中央会沿革史編集室（1974）『酒造組合沿革史・第3編』日本酒造組合中央会。
- 新保博（1962）「清酒醸造業の発達 灘酒造業を中心として」押川一郎・中山伊知郎・有沢広巳・磯部喜一編『中小工業の発達（第2次中小企業研究Ⅰ）』東洋経済新報社。
- 税務大学校税務情報センター租税資料室編（2009）『酒税関係史料集Ⅰ明治時代』（租税史料叢書第4巻）国税庁。
- 税務大学校税務情報センター租税資料室編（2012）『酒税が国を支えた時代』国税庁。
- 副島顕子（2011）『酒米ハンドブック』文一総合出版。

- 谷本雅之（1996）「醸造業」西川俊作・尾高煌之助・斎藤修編『日本経済の200年』日本評論社。
- 中村隆英（2002）「酒造業の数量史 明治～昭和初期」中村隆英・藤井信幸編著『都市化と在来産業』日本経済評論社。
- 灘酒研究会編（1997）『改訂灘の酒用語集』灘酒研究会
- 西宮酒造株式会社社史編纂室編（1989）『西宮酒造100年史』西宮酒造株式会社。
- 二宮麻里（2012）「江戸期から昭和初期（1657年-1931年）の灘酒造家と東京酒問屋との取引関係の変化」『福岡大学商学論叢』第57巻第1・2号。
- 二宮麻里（2013a）「明治期から大正期における灘酒造業——問屋依存型販売からの脱却と新興商人の酒類流通への参入」『福岡大学商学論叢』第57巻第3・4号。
- 二宮麻里（2013b）「昭和初期の酒類流通における商業者の品揃えの拡大と乱売の発生」『福岡大学商学論叢』第58巻第1号。
- 日本食糧新聞社編（1967）『味百年—食品産業の歩み』株式会社日本食糧新聞社。
- 農林水産省百年史編纂委員会（1982）『農林水産省百年史』農林統計協会。
- 白鶴酒造株式会社社史編纂室編（山片平右衛門）（1977）『白鶴二百三十年の歩み』白鶴酒造株式会社。
- 兵庫酒米振興会編（1961）『兵庫の酒米（兵庫県酒米振興会十周年記念誌）』兵庫県酒米振興会。
- 藤田貞一郎（1995）『近代日本同業組合史論』清文堂出版。
- 緑川敬・桜井宏年（1965）『清酒業の経営と経済』高陽書院。
- 宮本又郎（1998）「酒の数量経済史1884-1992」『経済学論究』（関西学院大学）第52巻第2号，1-39頁。
- 柚木学（1989）「問題提起」『社会経済史学』（社会経済史学会）第55巻第2号，1-11頁。
- 吉野敏夫（1990）「清酒」日本食糧新聞社編『昭和の食品産業史』株式会社日本食糧新聞社。